



門真市立四宮小学校・北巣本小学校 統合整備基本計画

令和 6 年 7 月

門真市教育委員会

目次

1.	基本計画策定の背景・目的.....	1
2.	基本的な条件の整理.....	2
2-1	地域の人口動向.....	2
2-2	四宮小学校・北巣本小学校の児童数・学級数	3
2-3	学校教育にかかる社会潮流.....	4
3.	新たな学校づくりの基本方針	7
3-1	新たな学校づくりに向けた課題	7
3-2	新たな学校の基本コンセプト（将来像）	8
4.	導入施設・諸室の整理	10
4-1	導入機能（諸室）の検討	10
4-2	導入機能（施設）の関係	15
4-3	諸室の整備方針及び諸室規模の設定	16
5.	配置計画.....	20
5-1	整備計画地の敷地条件	20
5-2	配置パターンの検討	23
6.	施設計画.....	24
6-1	施設計画の基本方針	24
6-2	配置プラン案	26
6-3	全体配置と動線	27
6-4	建築計画	29
6-5	建築構造計画.....	33
6-6	建築設備計画.....	35
6-7	外構計画.....	37
6-8	形態・色彩等景観計画	38
7.	工事期間中の課題	39
7-1	学校統合の整備時期	39
7-2	工事期間中の教育環境の在り方・通学路等	39
8.	事業手法・整備スケジュールの整理	40
8-1	学校の施設整備及び管理運営にかかる事業手法.....	40
8-2	整備スケジュール	40
8-3	開校に向けた課題等	40

1. 基本計画策定の背景・目的

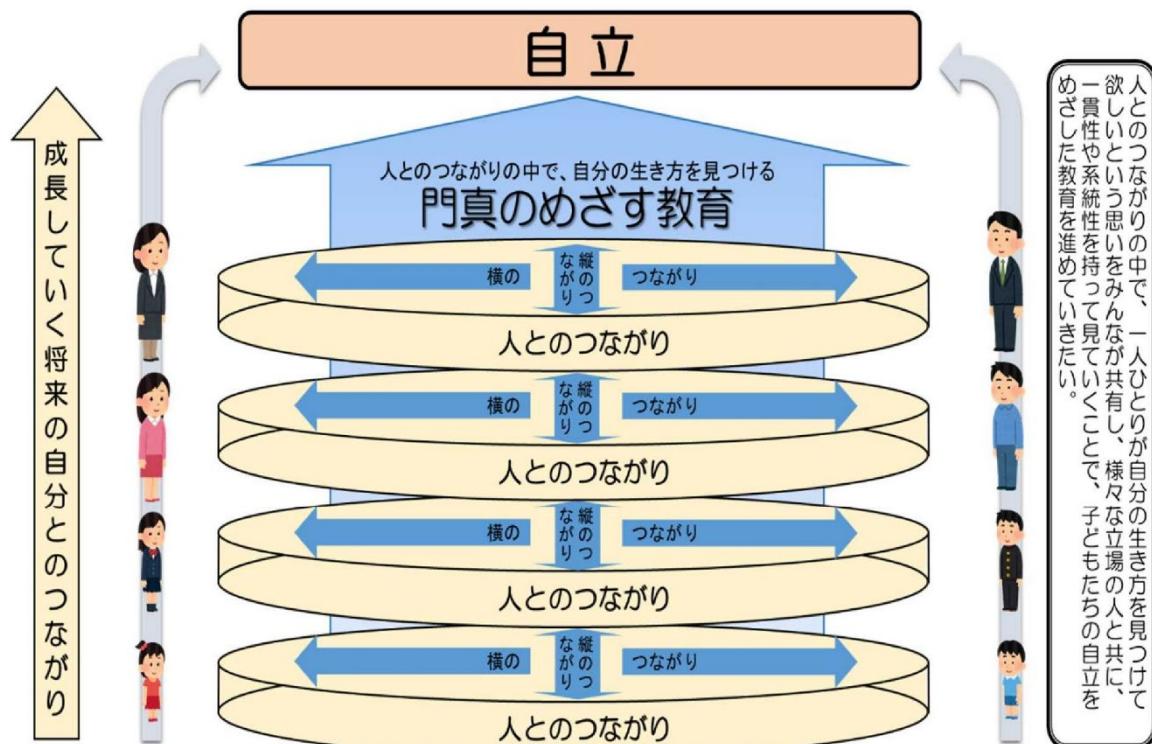
子どもたちを取り巻く環境や教育内容は大きく変化しています。子どもたちがこの変化にしっかりと対応していくために、従来の学校のあり方から大きく変わらなければならない時が来ています。

門真市教育委員会では、令和3年3月に「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」を策定し、当該実施方針において「両校の改修あるいは建替えに合わせ、四宮小学校と北巣本小学校を統合し、「門真のめざすこれからの学校づくり」に対応した小学校を配置すること」としました。

当該新設校の整備にあたっては、子どもたちだけではなく、地域、ひいては本市にとって魅力ある学校づくりをめざして、学校づくり基本計画を策定しました。

門真のめざす教育とは…

- 様々な人との「つながり」の中で子どもたちを育むことが重要になりますが、様々な人との「つながり」の中でも、門真においては、とりわけ3つの人との「つながり（縦のつながり、横のつながり、将来の自分とのつながり）」を創ることを大切にしていきます。
 - この3つの人との「つながり」を軸に、子どもたち一人ひとりが自分の生き方を見つけてほしいという思いを子どもに関わるみんなが共有し、様々な立場の人とともに、一貫性や系統性を持って子どもを見守ることをとおして、門真のめざす「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける教育」を推進していきます。



出典：門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針

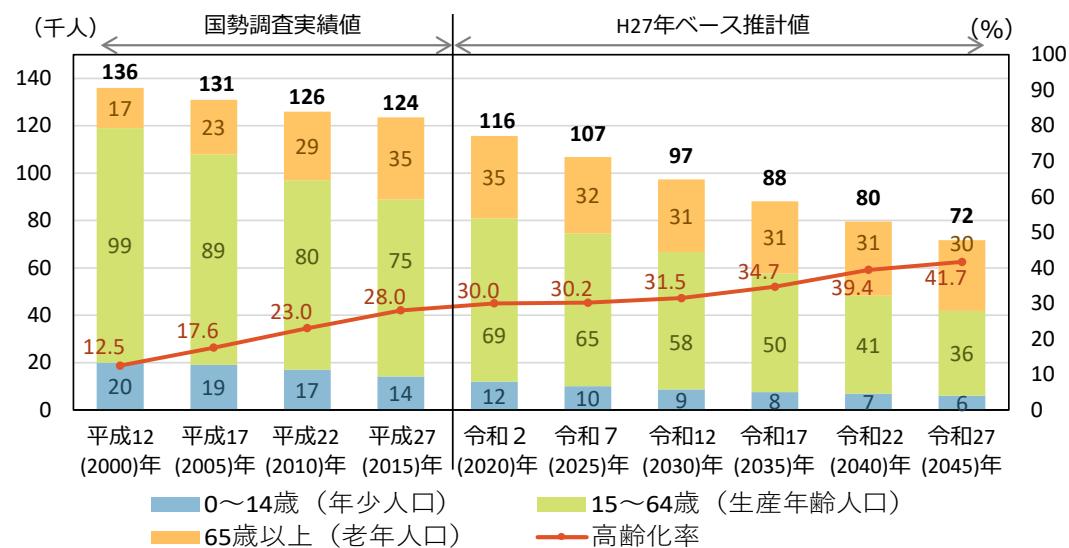
2. 基本的な条件の整理

2-1 地域の人口動向

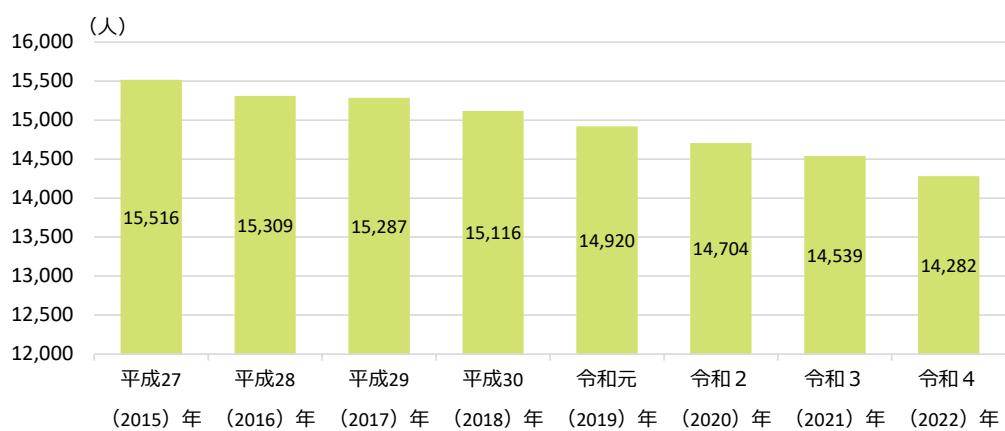
門真市の総人口は減少傾向であり、令和27（2045）年の総人口は71,760人と推計され、少子高齢化も進み、高齢化率が41.7%となると想定されています。

令和4年的小学校区別の高齢化率は、四宮小学校区で27.0%、北巣本小学校区で29.7%となっており、市全体（29.7%）と同等となっています。

四宮小学校・北巣本小学校区の令和4（2022）年人口は14,282人であり、年々減少しています。



資料：H27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所
図 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳
図 四宮小学校・北巣本小学校区の人口推移

2-2 四宮小学校・北巣本小学校の児童数・学級数

令和5（2023）年度の児童数は四宮小学校が394人、北巣本小学校が149人となっています。学級数は四宮小学校が12クラス、北巣本小学校が6クラスとなっています。各学校とも、今後の児童数は減少傾向になると想定されています。



資料：市提供資料

図 四宮小学校・北巣本小学校の児童数・学級数

2-3 学校教育にかかる社会潮流

少子高齢化や高度情報化、厳しい経済情勢や格差の存在などを背景として、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、学力・学習意欲や規範意識、体力・運動能力などに関する様々な課題が指摘されています。

こうした中で、これからの中では、個々の課題について適切に対応するとともに、子どもから高齢者まで人の成長を見据えながら、学校・家庭・地域など、社会を挙げて教育に取り組むことが、これまで以上に必要とされており、教育全般にわたる総合的な取組が求められています。

1) 新学習指導要領

「学習指導要領」は文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準で小学校は令和2（2020）年度から「新学習指導要領」が全面実施されています。

今回の改訂のねらいは「生きる力」の理念を具体化させることと、教育のあり方をさらに進化させることです。中でも新たに追加された理念としては、社会と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であると記載されています。実現の方法として示されているのが、「主体的・対話的で深い学び」の視点から行う学習過程の改善です。また、今回の改訂では「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら全ての教科を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3本柱で再整理していることが大きなポイントとなっています。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていく「カリキュラム・マネジメント」の実現について示しています。カリキュラム・マネジメントは、「教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」「教育課程の実施状況を評価し、改善していくこと」「地域などと連携し、必要な人材や施設などを活用して、より良い学校教育をめざすこと」を掲げています。

例えば、小3社会科の学習「わたしたちのまち かどま」の中で出てくる「れんこん」について、子どもたちから出てきた疑問を総合的な学習の時間の探究課題として設定し、実際に地域のれんこん農家の畑を見学したり、インタビューをしたりするなど情報を収集し、まとめます。このように教科等を横断的な視点を持ちつつ、地域を学習と結びつけ、うまく活用していくことなどが挙げられます。

参照：文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

2) 少人数学級の実現

昭和 34 (1959) 年の「第 1 次義務教育諸学校教職員定数改善計画」で 50 人とされた公立小中学校の学級編制（1 学級の児童・生徒数の上限）の基準は、昭和 39 年 (1964) 年から昭和 43 (1968) 年まで実施の第 2 次計画で 45 人、昭和 55 (1980) 年から平成 3 (1991) 年までの第 5 次計画で 40 人へと引き下げられてきました。

全面的な学級編制見直しの議論は、少人数学級導入を掲げた民主党政権下で再開され、平成11（1999）年度には、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学1年に35人学級を導入しました。平成12（2000）年度には加配措置により、小学2年でも35人学級が実現しました。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、公立小学校の学級編成を 35 人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が令和 3 (2021) 年 2 月 2 日に閣議決定され、令和 3 (2021) 年度から 5 年かけて 1 クラスあたり 35 人に引き下げることとなっています。

参照：文部科学省ホームページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/index.html

3) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標が全会一致で採択され、2030年を年限とする17の国際目標が設定されました。持続可能な開発目標（=SDGs（Sustainable Development Goals））は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。

また、障がいのある人もない人も、その人らしさを互いに認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25（2013）年 6 月に制定され、ユニバーサルデザインなどの考え方方が広く認知されるようになってきました。

学校教育において、SDGs の目標として位置づけられる「教育：すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」「ジェンダー：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」「貧困：あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる」といった考え方や、ユニバーサルデザインの考え方など、社会情勢の変化に的確に対応していくことは、門真市の新しい学校教育環境を形成する上でも重要な視点です。

参照：外務省ホームページ：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

参照：内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

4) 教育ICT化の推進

Society5.0 時代を生きる子どもたちに対し、教育における ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、令和元（2019）年12月に「GIGAスクール構想」が国により示されました。GIGAスクール構想は、文部科学省が発表した教育改革案を指し、Global and Innovation Gateway for All を略したものです。

また、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備として校内通信ネットワークの整備や児童・生徒1人1台端末の整備に対する補助を行い、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現をめざしています。

参照：文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_0001111.htm

5) STEAM教育等の各教科等横断的な学習の推進

AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められています。

文部科学省では、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で A を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進しています。

参照：文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_01592.html

6) 環境に配慮した学校施設

環境問題は、世界共通の緊急かつ重要な課題です。そのため、学校施設は環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童・生徒の環境教育の教材として活用することが望まれています。また、学校施設は地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されています。

7) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の人たちが力をあわせて学校の運営に取り組む、「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みです。学校運営協議会の設置は法律により努力義務とされており、法律に基づき学校と地域との連携についての取組が進められています。

参照：文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

3. 新たな学校づくりの基本方針

3-1 新たな学校づくりに向けた課題

1) 子どもたちがより良い教育環境で個別最適に学ぶことができる学校整備

門真市では義務教育期間である9年間の系統性・連続性を大切にした教育活動を効果的に実施できる環境を確保するため小学校間の連携を密にし、中学校へ入学するまでに身につける資質・能力について共有化を図ることをめざしています。

また、グローバル化や人工知能（AI）などの技術革新が急速に進む中、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、より良い社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を身につけることが求められています。この「生きる力」を育むため、子どもたちの多様な能力を育み、新しい価値観を学ぶことが可能な学習環境、自主的な学びを促す学習環境の形成が必要です。

2) 異学年交流や地域住民との交流を持ちながら学べる教育環境の形成

「門真市教育振興基本計画2021」では、「縦のつながり」「横のつながり」「将来の自分とのつながり」の3つの人とのつながりを創る学校づくりとともに、地域とともにある学校づくりを目標としています。新たな学校では異なる小学校の1年生から6年生の児童が一つの施設内で学ぶこととなることから、新たな交流が生まれるような空間づくりの工夫が求められます。

また、現在の学習の将来へのつながりや将来の自分をイメージした学びへの理解を促進するため、地域の人たちとの交流が生まれるような空間づくりも必要です。

3) 地域の人たちの参画促進による支え合いの仕組みづくり

学校の求めに応じて必要な支援を地域のボランティアが行うための地域学校協働本部が設置され、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を行っています。

「新学習指導要領」では学校の教育資源（人、物、お金、情報、時間など）をうまく活用し、地域社会の協力を得ながら一緒に子どもの成長を支えることをめざしており、保護者や地域の人たちの学校教育への参画を促進していくことが望まれます。

4) 防災面でも重要なオープンスペースの充実

学校は災害時の避難所となっていることから、防災拠点としての安全性の確保や機能向上、自然エネルギーの活用など、地域の防災拠点としての機能整備の充実が求められています。また、子どもたちが安全に遊べる場、地域の人たちと一緒にスポーツなどの活動や地域活動ができる場、子どもと地域の人たちが交流することができる場も求められています。

3-2 新たな学校の基本コンセプト（将来像）

門真市立四宮小学校・北巣本小学校を統合することで出来る新しい学校は、市の定める学校教育に関する方針を踏まえるとともに、現小学校のこれまでの取組や地域との関わりを十分に配慮して基本コンセプトを設定します。

門真市では、将来の自立をめざして自分の生き方を見つける教育をめざし「縦のつながり」「横のつながり」「将来の自分とのつながり」といった3つの人とのつながりを創ることを重視しています。また、現小学校からは子どもたちも先生も楽しみながら通える小学校、のびのびと学べる、個性や多様性を認められる子ども中心の小学校、地域とともににある学校の整備が求められています。

以上を踏まえ、新しい小学校のあるべき姿は「子ども」と「地域」を結びつけ、この新しい学校で子どもたちは様々な学び・取組の中で「成長していく将来の自分とのつながり」を考えるようになり、人とのつながりの中で、自分の生き方を見つけ、子どもたちそれが自立できる環境を整えることであると考えます。

なお、新しい学校を整備する上では、安全・安心であり、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れ、社会動向を踏まえ環境負荷低減を考えた学校づくりが必要です。

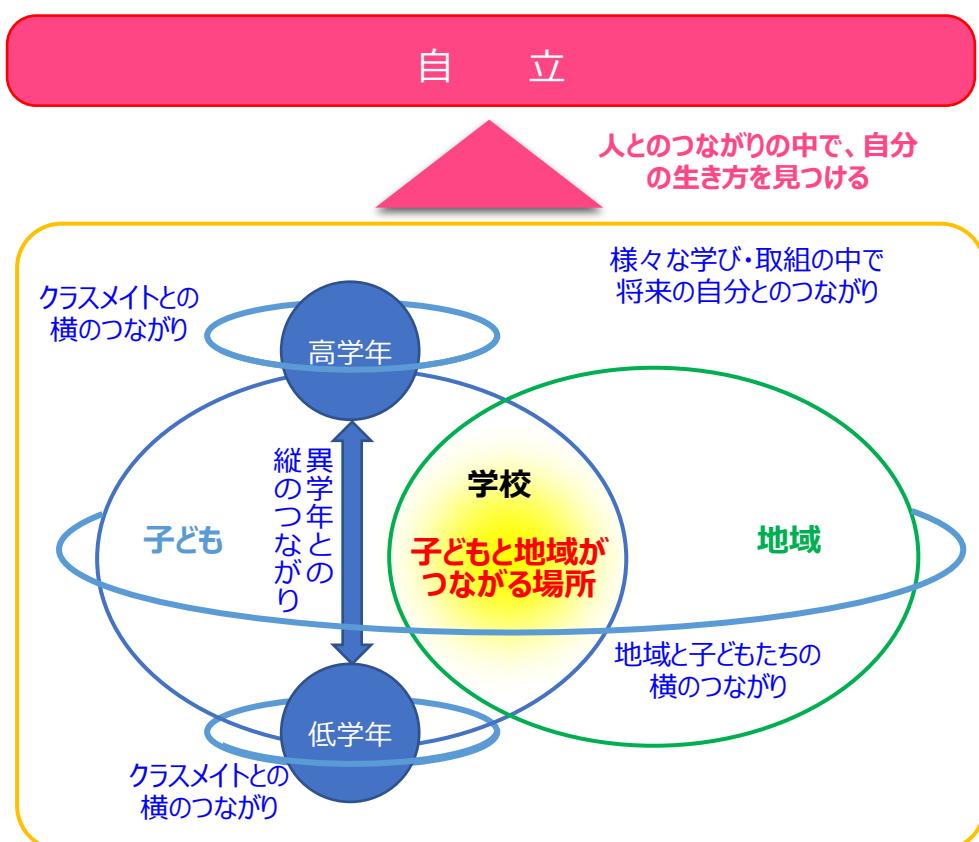


図 新しい小学校と子どもたち・地域の関係性（将来イメージ）

このような「子ども」と「地域」と「学校」という関係性を構築するため、新しい小学校は以下のような基本的コンセプトによって子どもたちと地域を結び付ける中核的存在として整備します。

新しい小学校の基本コンセプト

基本コンセプト1：子どもたちがつながってわくわくできる小学校

→行くこと 자체が楽しいと思える学校

- 子どもたちが過ごしたいと思う環境や積極的に自分で学びたい環境を創出（子どもたちが好きな空間、お気に入りの空間があり、過ごし方や学び方等を選べる自由がある）
- 学年を超えた人とのつながり（縦のつながり）、同学年やクラスメイトなどとのつながり（横のつながり）を生み出す環境を創出

基本コンセプト2：門真市のめざす教育を実現する小学校

→多様な学習をもとに自分たちで考え方行動できる子どもを育てる学校

- ICT を基盤とした先端技術等やグローバル化に対応した学びの機会を提供
- 多様な教育活動に柔軟に対応できる教育環境を整え、すべての子どもたちに公正で質の高い教育を提供

基本コンセプト3：地域とともにある小学校

→既存の地域活動を活かしながら子どもたちが人とつながる力を身に付けることができる学校

- 地域の人や保護者が積極的に学校に関わりをもてる空間を創出
- 地域の人などとの触れ合いを通じ、多様な人間関係を構築できる環境を創出



<上記の基本方針を支える学校の整備の考え方>

- 誰もが、安全・安心に過ごせる空間
- ユニバーサルデザインを意識した空間
- 環境負荷低減を考慮した空間

4. 導入施設・諸室の整理

4-1 導入機能（諸室）の検討

1) 導入機能（諸室）抽出の考え方

導入機能の抽出は、文科省「学校教育法小学校設置基準」及び文科省「小学校施設整備指針」で位置付けられている諸室を基本とし、以下のようなフローに基づいて導入機能（諸室）を抽出します。

また、導入機能を決定するうえでは新しい小学校の基本コンセプトを踏まえます。

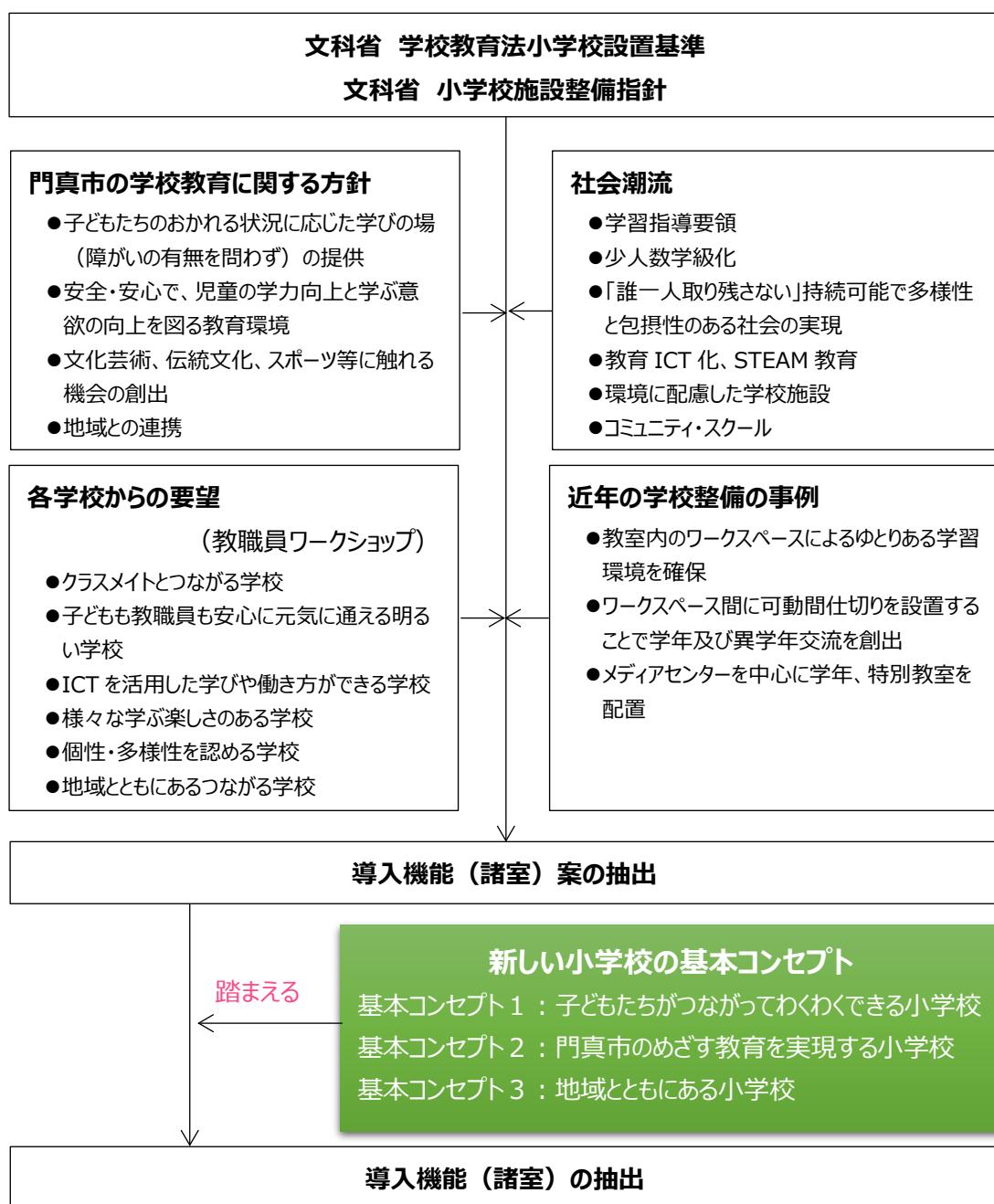


図 導入機能抽出のフロー

2) 授業方式による教室等の配置関係の違い

授業方式毎の教室配置パターンのイメージと特徴を整理します。計画施設は小学校機能（地域開放エリア含む）のみのため、統合教室型及び特別教室型の施設として計画します。

表 授業方式による教室等の配置関係の違い

授業方法と 教室配置	学級担任制	学級担任制／教科担任制	教科担任制	
	A型: 総合教室型	B型: 特別教室型	C型: 教科教室型	D型: 教科センター型
イメージ図	<p>部分 はロッカー を示す</p>			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 大部分の学習・生活活動を普通教室で行う方式 小学校低学年に適する 	<ul style="list-style-type: none"> 普通教科は普通教室で行い、特別教科を専用の設備・教材を備えた特別教室で行う方式 小学校高学年、中・高等学校に適する 	<ul style="list-style-type: none"> 全教科で専用の教室があり、児童が時間割に従って教室を移動して授業を受ける方式 中・高等学校に適する 	<ul style="list-style-type: none"> 教科教室型で関連ある教科（人文・理数・芸術系など）ごとに教室をまとめる方式 (中)・高等学校・大学に適する
メ リ ト	<ul style="list-style-type: none"> クラスの生活場所が常に安定する 生活指導が非常にやりやすい 校時にとらわれない弾力的な運営が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> クラスの生活場所が安定されやすい 生活指導がやりやすい 教科について専門的な施設・設備を用意することができ、特性に応じた教育環境とすることができます 	<ul style="list-style-type: none"> 教室の利用率が上がる 利用率が低い教室数が少ないため、校舎内で共通学习スペースや生活スペースの確保が可能となる 教科について専門的な施設・設備を用意することができ、特性に応じた教育環境とすることができます 	<ul style="list-style-type: none"> 教室の利用率が上がる 各教科について専門的な施設・設備を用意することができるとともに教科の枠を広げた弾力的な学習の展開も可能となる 同じ系統の教科が一箇所に集中しているため、教師が専門的なサポートを提供しやすい
デ メ リ ト	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室の面積を大きくするとともに、工作のコーナーやロッカー、前室などの生活諸施設を充実させる等の整備が必要 隣接するクラスが特別教科を行なっている場合、騒音や雑音の影響を受けやすい 	<ul style="list-style-type: none"> チームティーチングや選択制などで学習集団が再編成される場合は十分な対応ができない 特別教室数が多いほど教室の利用率が下がり、児童の移動負担が増加する 	<ul style="list-style-type: none"> クラスルームとなる普通教室がないのでホームルームを行う特別教室を割り当てる必要がある 教室間の移動時間が増え、授業時間が有効活用されないことがある。 ロッカーなどの生活に必要な什器を備えたスペースを別途整備する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> クラスルームとなる普通教室がないのでホームルームを行うスペースを割り当てる必要がある 生活指導がやりにくい
総 評	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設は小学校のため、統合教室型及び特別教室型を採用する。 			

3) 導入機能の抽出

諸室については、学校教育法第三条の規定に基づき定められている「小学校設置基準」において必ず設置することが位置づけられている、普通教室、特別教室等、図書室、屋内運動場、職員室、保健室、屋外運動場を必須とします。

また、「小学校施設整備指針」で学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なものについても必須とし、門真市の学校教育に関する方針、各学校からの要望、社会潮流、近年の学校整備の事例も考慮し、本計画で導入すべき諸室を抽出します。

表 導入を検討すべき学校諸室一覧

諸室分類	必須		必須外 その他門真市及び教職員からの意向など
	文科省 学校教育法 小学校設置基準	文科省 小学校施設整備指針	
教室	・普通教室 ・特別支援学級	・多目的教室 ・通級による指導のための関係室 ・特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間	・少人数制に対応した教室 ・ <u>発達支援的児童対応教室</u> ・ <u>自発的活動を促すワークスペース</u>
特別教室	・図書室・書庫	・理科教室 ・生活科のための施設 ・音楽教室 ・図画工作教室 ・家庭教室 ・外国語活動室 ・視聴覚教室 ・コンピューター教室 ・ <u>特別活動室</u> ・教育相談室(心の教室) ・放送室 ・教材・教具の作成・収納空間	・外国語教室 ・メディアセンター ・STEAM 教育対応
運動施設等	・屋内運動場 ・屋外運動場	・屋内運動場(更衣室、便所、運動器具庫等) ・ 屋内プール(更衣室・便所・シャワー室)	—
生活・交流空間	—	・ホール、ロビー、ラウンジ等 ・ <u>食堂、ランチルーム等</u> ・調理室、配膳室等	・子どもたちの自由活動・交流スペース(学年ラウンジ等)
共通空間	—	・昇降口、玄関等 ・便所、手洗い、流し、水飲み場等 ・児童更衣室等 ・廊下・階段等(エレベーター含む)	—
管理関係室	・職員室 ・保健室	・校長室 ・事務室 ・受付 ・主事室(校務員室) ・会議室及び応接室 ・教職員用更衣室及び休憩室 ・専門スタッフ等スペース ・便所、手洗い等 ・倉庫、機械室等	—

諸室分類	必須		必須外 その他門真市及び 教職員からの意向など
	文科省 学校教育法 小学校設置基準	文科省 小学校施設整備指針	
地域と学校 の連携・協 働スペース	—	•学校運営協議会、地域学校協働 活動、PTA活動の拠点	• <u>学校と地域をつなぐ発表・ 交流の場</u> •放課後児童クラブ
体育施設開 放促進のた めのスペー ス	—	• <u>更衣室、ロッカー、便所、手洗い等</u>	—
児童地域交 流施設	—	• 宿泊室等	—
講堂	—	• <u>ホール、付属施設</u>	—
その他	—	—	•防災備蓄倉庫 •駐車場・駐輪場

※諸室分類は小学校施設整備指針による。

※特別教室は準備室を含む。

※太文字で示す屋内プールは市教育方針で民間施設のプールの利用を行うため本施設では導入しない。また、生活科のための施設、宿泊室等も市教育委員会として導入しない方針である。

※斜体下線で示す機能は、他機能と一体的な利用を想定する。

4) 導入機能（施設）の精査

導入機能の精査は、基本コンセプトや施設の複合化を踏まえつつ、新しい学校として必要な導入機能（施設）を整理します。

表 必要な導入機能（施設）

新しい小学校の基本コンセプト		必要な導入機能(施設)
基本コンセプト1 子どもたちがつながつてわくわくできる小学校	・子どもたちが過ごしたいと思う環境や積極的に自分で学びたい環境を創出(子どもたちが好きな空間、お気に入りの空間があり、過ごし方や学び方等を選べる自由がある)	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアセンター ・子どもたちの自由活動・交流スペース(学年ラウンジ) ・屋外運動場・屋内運動場 ・多目的ホール・ランチルーム ・音楽教室 ・図画工作教室 ・家庭教室
	・学年を超えた人とのつながり(縦のつながり)、同学年やクラスメイトなどとのつながり(横のつながり)を生み出す環境を創出	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの自由活動・交流スペース(学年ラウンジ等)
基本コンセプト2 門真市のめざす教育を実現する小学校	・ICT を基盤とした先端技術等やグローバル化に対応した学びの機会を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語活動室 ・メディアセンター
	・多様な教育活動に柔軟に対応できる教育環境を整え、すべての子どもたちに公正で質の高い教育を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的室 ・特別支援教室 ・通級による指導のための関係室 ・普通教室 ・理科教室・音楽教室・図画工作教室、家庭教室等(STEAM 教育対応)
基本コンセプト3 地域とともにある小学校	・地域の人や保護者が積極的に学校に関わりをもてる空間を創出	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動室等 ・多目的ホール・ランチルーム ・音楽教室 ・家庭教室
	・地域の人などとの触れ合いを通じ、多様な人間関係を構築できる環境を創出	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外運動場・屋内運動場 ・放課後児童クラブ

4-2 導入機能（施設）の関係

各導入機能（施設）の関係は以下のとおりです。

メディアセンターを核とし、その周りに特別教室である理科教室、外国語活動室、音楽教室、家庭教室、図画工作教室等を配置することで連携した STEAM 教育を推進します。

また、普通教室には様々な活動や交流スペースとして活用可能な多目的室や学年ラウンジなどを一体的に配置することで自発的な活動を促すワークスペース等を確保し、子どもたちの横のつながりを高めます。特別支援教室、通級指導教室は同学年の教室の子どもたちとの横のつながりを高めるため、交流スペースなどでつなぎます。

PTA 活動室等を整備するとともに、学校施設である屋外運動場、屋内運動場、家庭教室、音楽教室、多目的ホール・ランチルームについては相互利用を図ります。放課後児童クラブについては必要に応じて地域が関わりを持ちながら子どもたちを見守り育て子どもたちの自立を推進します。

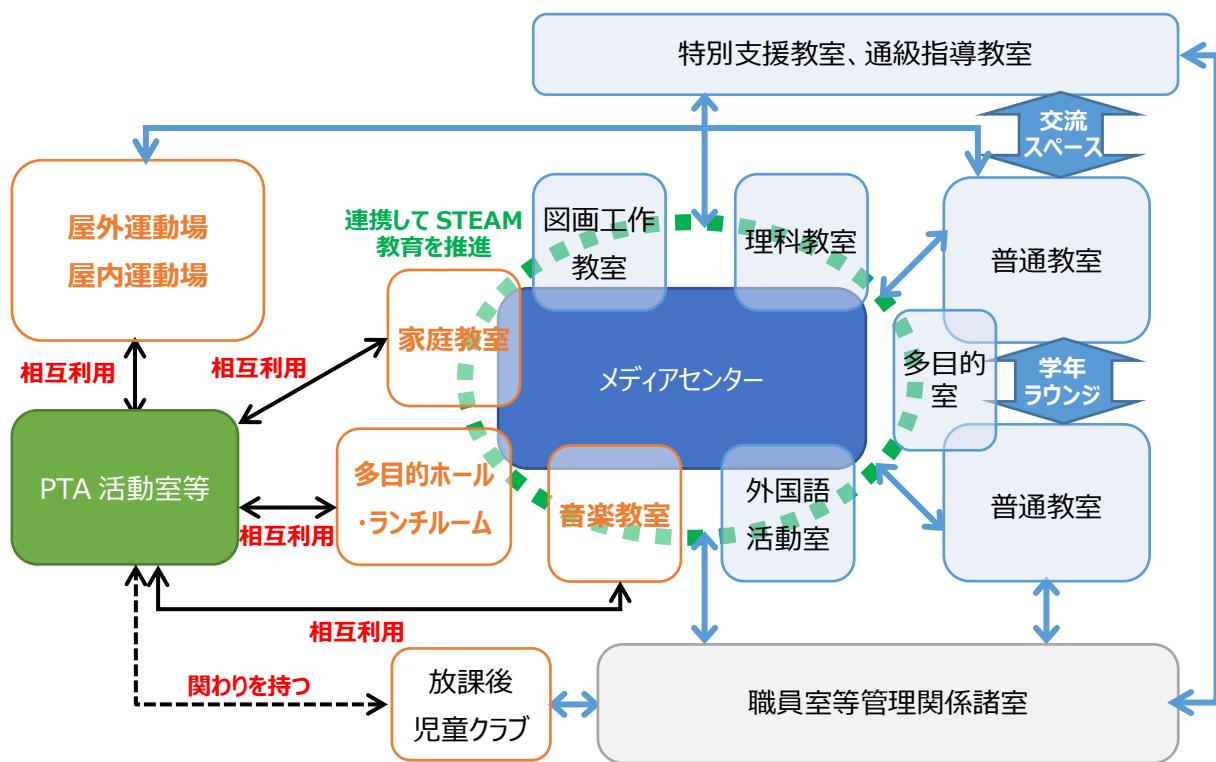


図 導入機能（施設）の関係・利用範囲の考え方

4-3 諸室の整備方針及び諸室規模の設定

1) 学校の規模

学校の規模は、児童数及び学級数を踏まえ校舎、屋内運動場、給食調理場等の面積を算定します。

新校舎に必要となる普通教室の教室数は令和5年度の児童数から、門真市における新生児の出生数を用いて児童数の将来推計を行い算出します。(予測が困難である転入者や転出者等は考慮しない) また、特別支援が必要な児童数、通級指導が必要な児童数に関しては、令和5年度における児童の総数に対する割合を使用し算定します。

以上を踏まえ新しい学校の規模は以下を想定します。

表 新しい小学校の学校規模（予定）

延べ面積	約 10,000 m ² (校舎、放課後児童クラブ、屋内運動場、給食調理場含む)
児童数	約 450 人
学級数 (令和11年度推計値)	普通学級 : 18学級(各学年3学級) 特別支援教室:5学級 通級指導教室:3学級

なお、教室の規模は、近年の教室のあり方として、児童の自発的な学習や交流の機会を促すために、教室内に小規模なワークスペースを設けるなど、従来よりも広めのスペースを確保する事例が増加しており、新小学校では、門真市内の先進事例と同様に約 80 m²を確保します。

学級数に関しては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」より設定し、必要となる学級数は以下のとおりとなります。

- ・特別支援教室 : 1学級あたり8人で構成
- ・通級指導教室 : 児童13人に對し教員1人が担当 (1学級13人)
- ・普通学級 : 1学級当たり35人で構成

他教室については次ページに各署室の整備方針及び諸室の規模設定の考え方を整理します。

2) 各諸室の整備方針及び面積設定の根拠等

各諸室の整備方針及び諸室規模を以下のように設定します。

表 諸室の整備方針及び諸室規模の設定

諸室分類	諸室	室数	面積/室	面積 (m ²)	基準等			基本コンセプト			整備方針及び面積設定の根拠等
					基設 準置	指整 針備	意向 市等の の等	1	2	3	
教室	普通教室	18室	80 m ² 程度	約 1,440 m ²	○			○	○		・廊下側の壁面には移動間仕切りを設置することで、廊下(学年ラウンジ)とともに弾力的な運用が可能な設えとします。 ・ワーキングスペースやデンの設置等、児童が相互に関わりを持つことができるような設えとします。 ・可動式のホワイトボードや電子黒板など教育環境に配慮した設えとします。 ・規模は、児童がのびのびと過ごすことができる広さを確保するとともに、大きめのロッカーの備え付けが可能な広さとします。
	特別支援教室	5室	65~80 m ² 程度	約 320~400 m ²	○		○		○		・児童の障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保するとともに、シャワー や着替えのできるスペースを確保します。 ・通常の学級に在籍する児童との交流及び共同学習への対応を考慮し、教室及び多目的教室等との位置関係、職員室及び保健室との位置関係、トイレ等との位置関係に留意し配置します。 ・諸室規模は、普通教室と同等程度の規模を確保し、細かい対応ができるよう移動間仕切りを検討します。
	多目的教室	3室	80 m ² 程度	約 240 m ²		○			○		・他の学習空間との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、普通教室に隣接して設置します。 ・学習内容・学習形態や児童の発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じ、各階に適切な規模・構成で配置するとともに、多様な教育活動に柔軟に対応できる空間、広さを確保します。 ・諸室規模は、普通教室と同等程度の規模を確保します。
	通級による指導のための関係室	3室	65 m ² 程度	約 195 m ²		○			○		・通常の学級に在籍する児童のうち、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室を確保します。 ・通常の学級からの移動等を考慮し、普通教室に隣接して配置します。 ・諸室規模は、市内先行事例と同程度を確保します。
特別教室	理科教室	1室	160 m ² 程度	約 160 m ²		○			○		・実験用机及び必要となる各種設備について、学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置することのできる空間を確保するとともに、大型提示装置等を設置します。 ・諸室規模は準備室を含め、普通教室の約2倍程度の広さを確保します。
	音楽教室	1室	160 m ² 程度	約 160 m ²		○		○	○		・大型の楽器を含め学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状、遮音性能を確保するとともに、児童による歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージを設置します。 ・地域の人たちも活用できる諸室としてセキュリティゾーンに配慮し配置します。 ・諸室規模は準備室を含め、普通教室の約2倍程度の広さを確保します。
	図画工作教室	1室	160 m ² 程度	約 160 m ²		○		○	○		・表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で配置可能な空間を確保します。 ・諸室規模は、多様な表現活動に対応でき、作品の保存が可能な広さとして準備室を含め普通教室の約 2 倍程度の広さを確保します。
	家庭教室	1室	160 m ² 程度	約 160 m ²		○		○	○	○	・効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、調理台、作業台、示範台の配置を工夫するとともに、洗濯機、冷蔵庫等の配置も考慮し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる空間を確保します。 ・地域の人たちも活用できる諸室としてセキュリティゾーンに配慮し配置します。 ・諸室規模は、準備室を含め普通教室の約2倍程度の広さを確保します。
	外国語活動室	1室	120 m ² 程度	約 120 m ²		○			○		・体を動かす活動やグループでの活動など多様な活動に対応することができ、また、床に座って行う活動や発表の場としても配慮した空間を確保します。 ・諸室規模は、体を動かす活動を考慮し、普通教室の 1.5 倍程度の規模を確保します。
	メディアセンター	1室	450 m ² 程度	約 450 m ²	○	○	○	○	○		・将来の機器の更新・増設等も考慮し、コンピューター等の情報機器、机やコンセント等、ICT 教育環境として利用しやすい空間とします。 ・グループ活動や個人学習が可能な環境を整備し、児童が自主的な調べものができる、様々な取組をしている様子を見ることができる環境を確保します。 ・床に座ったり、個室ブースなど児童が様々な形で本を読める空間のある図書室、書庫を一体的に整備します。 ・STEAM 教育推進のため、特別教室と隣接して配置します。 ・大階段を配置し、上下階の移動だけでなく、クラスや学年を跨いだ発表の場として活用できる計画とします。
	教育相談室 (心の教室)	2室	10 m ² 程度	約 20 m ²		○					・児童と教職員が個別に相談でき、児童が落ち着いて時間を過ごすための空間、教職員が保護者等からの相談に応じる空間を確保します。 ・情緒障害、自閉症や ADHD 等の障がいのある児童が落ち着きを取り戻すことのできる発達支援的児童対応教室としても活用します。 ・保健教諭や専門スタッフ(メンタルケア等)による指導も想定し、保健室に隣接して配置します。 ・諸室規模は、児童や保護者が落ち着いて教育相談ができる程度の大きさの諸室を確保します。

諸室分類	諸室	室数	面積/室	面積 (m ²)	基準等			基本コンセプト			整備方針及び面積設定の根拠等
					基設 準置	指整 針備	意向 市 の 等	1	2	3	
特別教室	放送室	1室	20 m ² 程度	約 20 m ²		○					・校内放送に必要となる機材を設置できるスペースを確保し、遮音性に配慮した設えとします。 ・運動会等、屋外運動場を利用した行事の際にも活用できるよう、屋外運動場が見える位置に配置します。 ・諸室規模は、市内先行事例と同等規模を確保します。
	教材・教具の作成・収納空間	—	—	—		○					・各教室の近くに教職員の待機室及び教材・教具の種類、数量等に応じて必要な規模を確保した教材室を適宜配置します。
運動施設等	屋内運動場 (便所、運動器具庫等)	1室	1,000 m ² 程度	約 1,000 m ²	○	○		○		○	・雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、体育の授業内容などに応じ必要な規模を確保します。 ・各種行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を想定し、音響設備などの機器を整備するとともに必要な規模のステージ・ギャラリー等の空間を確保します。 ・屋内運動場の付属施設として一体的に便所、運動器具庫等を確保します。 ・諸室規模は、ステージとミニバスケットボールコートを2面整備可能な規模を確保します。
	屋外運動場	—	—	—	○			○		○	・異学年が同時に授業可能となるようトラックを常設した屋外運動場とし、子どもたちの遊びを広げる遊具を配置する。 ・地域のスポーツ団体による利用を想定し、小学生を対象としたサッカー、ソフトボール、野球等が実施可能な広さを確保します。
生活・交流空間	ホール、ロビー、ラウンジ等	—	—	—		○					・利用しやすい家具等の配置を考慮した面積、形状等を確保し、明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠、形状等の空間とします。
	多目的ホール・ランチルーム	1室	300 m ² 程度	約 300 m ²		○		○		○	・給食時間など学年やクラスを跨いだ交流ができるスペース、並びに各種行事・集会・発表等に利用する多目的ホールとしての利用も想定し、設備や各種情報機器を導入します。 ・諸室規模は、異学年での給食時間の交流や行事、集会、発表等の利用、地域の人との交流や地域活動の場等を想定した規模を確保します。
	給食調理場	1室	400 m ² 程度	約 400 m ²		○					・校舎内に設置し一部ガラス張りなどにすることで、子どもたちが調理工程を目にすることができる空間を確保します。 ・諸室規模は、全児童及び教職員の給食を充足する規模とします。
	配膳室等	3 室	各階 40 m ² 程度	約 120 m ²							・給食を児童への受け渡しまで安全・衛生的に保管するとともに、安全・効率的に受け渡しできるようエレベーターに近接した位置に専用のスペースを確保します。 ・諸室規模は、各階児童数の配膳を充足する規模とします。
	子どもたちの自由活動・交流スペース(学年ラウンジ等)	6 室	—	—		○	○			○	・学習活動及び交流活動の効果的な実施に必要な規模を確保するとともに、学年集会など同学年交流のできるスペースを確保します。 ・壁面は展示スペースとして利用ができ、明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠・構成等とします。 ・普通教室や多目的教室、廊下などと一体的に配置し、弾力的な運用が行えるよう配慮します。 ・教員ステーションを配置し、児童が教員に気軽に勉強等の相談を行なうことができる工夫を行います。
共通空間	昇降口、玄関等	—	—	—		○					・始業時、終業時等における利用人数に対応した広さを確保するとともに、学校開放を行う諸室との関連性を考慮した位置に安全かつ円滑に入りができるよう計画します。 ・障がいのある児童、教職員及び学校開放時の高齢者、障がいのある方の利用に支障をきたさないようユニバーサルデザインに配慮した設えとします。
	便所、手洗い、流し、水飲み場等	—	—	—		○					・トイレ、手洗い、流し、水飲み場等の設備は児童の体格差に配慮して男女別に計画し、洋式便器を採用します。 ・障がいのある児童、教職員及び学校開放時または避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえ、各階にバリアフリートイレを設置します。 ・諸室規模は、市内先行事例と同等規模を確保します。
	児童更衣室等	6 室	20 m ² 程度	約 120 m ²		○					・教室に隣接した位置で男女別の更衣室を確保します。
	廊下・階段等	—	—	—		○					・安全かつ円滑な動線としての機能を確保するとともに、児童の交流の場や読書スペースの場としての利用も考慮します。 ・災害時の避難を考慮し、廊下及び階段の幅を広く確保します。
管理関係室	エレベーター	—	各階 20 m ² 程度	約 60 m ²							・怪我や障がいのある児童等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮します。 ・乗用エレベーターはバリアフリー新法に適合した大きさのエレベーターを導入します。 ・衛生面に配慮して、給食運搬用の専用エレベーターを導入します。
	職員室	1室	280 m ² 程度	約 280 m ²	○	○					・教職員が授業以外の校務にたずさわる部屋として PC 環境、校務支援システムや会議システム等 ICT を効果的に活用することのできる諸室を、屋外運動場や校門を見渡せる位置に配置します。 ・職員室の一部を受付機能として兼用も可とした場合、防犯上の観点から外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるような位置に配置します。 ・諸室規模は、児童数、学級数推計及び職員室で執務する教職員等の人数(35 人)を踏まえ、1人あたり 4.2 m ² /人とし、その他給湯スペースやミーティングスペース等の余裕をみた規模を確保します。

諸室分類	諸室	室数	面積/室	面積 (m ²)	基準等			基本コンセプト			整備方針及び面積設定の根拠等
					基設 準置	指整 針備	意向 市 の 等	1	2	3	
管理 関係室	保健室	1室	90 m ² 程度	約 90 m ²	○	○					・養護教諭が常駐し、校内における怪我や病気に対応するため、子どもたちの様子が観察しやすく、静かで良好な日照、採光、通風などの環境が確保できる位置に配置します。 ・保健教諭や専門スタッフによる児童・教職員のメンタルケアに配慮し、教育相談室(心の教室)及び専門スタッフ等スペースに隣接して配置します。 ・保健室内あるいは隣接または近接した位置にバリアフリートイレ、シャワー、洗濯スペースを設置します。 ・諸室規模は、児童数、学級数推計及び職員室で執務する教職員等の人数を踏まえ既存と同等程度を確保します。
	校長室	1室	40 m ² 程度	約 40 m ²		○					・必要に応じ他の管理関係室と区画し、応接や各種資料等を保管するための家具等を設置することのできる面積、形状の空間を確保します。 ・職員室とは隣接した配置とし、室内で行き来できるよう配慮します。 ・諸室規模は、普通教室の 1/2 程度を確保します。
	事務室	1室	30 m ² 程度	約 30 m ²		○					・学校事務を行う諸室として校長室、職員室、外来者用玄関、印刷室等との連携に配慮した位置に配置します。 ・諸室規模は、既存と同等規模を確保します。
	受付	—	—	—		○					・記帳や名札の受け渡し等が円滑に実施できる位置に配置します。(職員室内での兼用も可)
	主事室(校務員室)	1室	40 m ² 程度	約 40 m ²		○					・学校施設・教育環境の整備などの用務に従事する職員の諸室として確保します。 ・諸室規模は、各種作業や清掃用具等を保管するスペースを確保し、既存と同等規模を確保します。
	会議室及び応接室	1室	60 m ² 程度	約 60 m ²		○					・会議机等の家具を多用途に活用できるよう余裕を持った面積、形状とし、ICT 機器を効果的に活用できる設えとします。 ・移動間仕切りを設置し、多様な人数に対応できる諸室とします。 ・諸室規模は、普通教室と同等規模を確保します。
	教職員用更衣室及び休憩室	—	—	—		○					・更衣室は男女別に配置し、必要な面積を確保します。 ・休憩室は教職員のリフレッシュや簡単なミーティングの場として、落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができるよう男女別に計画します。
	便所、手洗い等	—	—	—		○					・管理関係室近傍に職員や外来者用の便所、手洗いを配置します。
	倉庫等	—	—	—		○					・学校運営や各種行事の開催、授業の開講に必要な備品等を収納するために必要な大きさを適宜確保します。
地域と学 校の連 携・協働 スペース	機械室・電気室	—	—	—							・受変電設備や通信設備等を安全に格納、保守点検できるスペースを確保し、機器の更新など外部からのメンテナンスが容易な位置に計画します。(屋上利用も可) ・電気室は浸水などによる被害を想定し、2階以上に配置します。
	学校運営協議会、地域学校協働活動室、PTA 活動室等	1室	40 m ² 程度	約 40 m ²		○				○	・学校と地域をつなげる活動や PTA 活動の拠点となる諸室として必要な面積を確保します。 ・諸室規模は 20 人程度の会議を想定した規模を確保します。
	放課後児童クラブ、放課後児童クラブ事務室	—	400 m ² 程度	約 400 m ²		○				○	・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る保育事業の場として、児童 200 人程度が利用可能な空間を確保します。 ・諸室規模は、1人あたり 1.65 m ² を想定するとともに、ロッカーや備品収納スペース、トイレ、手洗い場など、放課後児童クラブの運営に必要な機能を考慮した面積を確保します。 ・児童の人数に対応した放課後児童クラブを運営するスタッフの事務室を確保します。
その他	防災備蓄倉庫	1室	120 m ² 程度	約 120 m ²							・防災担当部局と連携し、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保します。 ・屋内運動場に隣接した外部からの搬入車両のアプローチが可能となる位置に配置します。
	駐車場・駐輪場	—	—	—							・校外学習の際にスムーズに移動できるようエントランス広場の一部等を利用するなど大型バス2台及びマイクロバス1台が入る駐車スペースを確保するとともに、行事の際の来校者の駐車場・駐輪場を検討します。

※面積は設定規模に対し 10%の増減を認めます。また「—」記載の諸室は提案により変更が生じるものであり、本基本計画では設定をしません。

5. 配置計画

5-1 整備計画地の敷地条件

1) 整備計画地に係る敷地及び建築条件

四宮小学校区は準工業地域が大きな範囲を占めており、その他、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域が広がっています。北巣本小学校区は第1種中高層住居専用地域が大きな範囲を占めており、萱島駅周辺で近隣商業地域、府道149号（木屋門真線）沿いで第2種住居地域がみられます。なお、本事業では整備計画地である現四宮小学校敷地に新しい小学校を整備します。

表 敷地及び建築条件

所在地	大阪府門真市四宮2丁目8-1
敷地面積	17,744 m ²
都市計画区域	都市計画区域
区域区分	市街化区域
用途地域	準工業地域
建蔽率	60%
容積率	200%
防火地域	準防火地域
高さ制限	-
道路斜線	適用距離: 20m 勾配: 1.5
隣地斜線	立上り: 30m 勾配: 2.5
北側斜線	-
日影規制	-
接道	北: 四宮1号線、東: 四宮9号線 南: 四宮10号線、南西: 四宮2号線、西: 四宮6号線
埋蔵文化財	-



出典：門真市 WebGIS 地域マップ情報

図 新小学校整備計画位置

2) 防災マップ・洪水ハザードマップ等の指定状況

(1) 防災マップ (南海トラフ巨大地震震度分布)

南海トラフ巨大地震では震度6弱が想定されており、四宮小学校は「指定避難所 兼 指定緊急避難所」並びに「防災無線屋外子局」に指定されています。

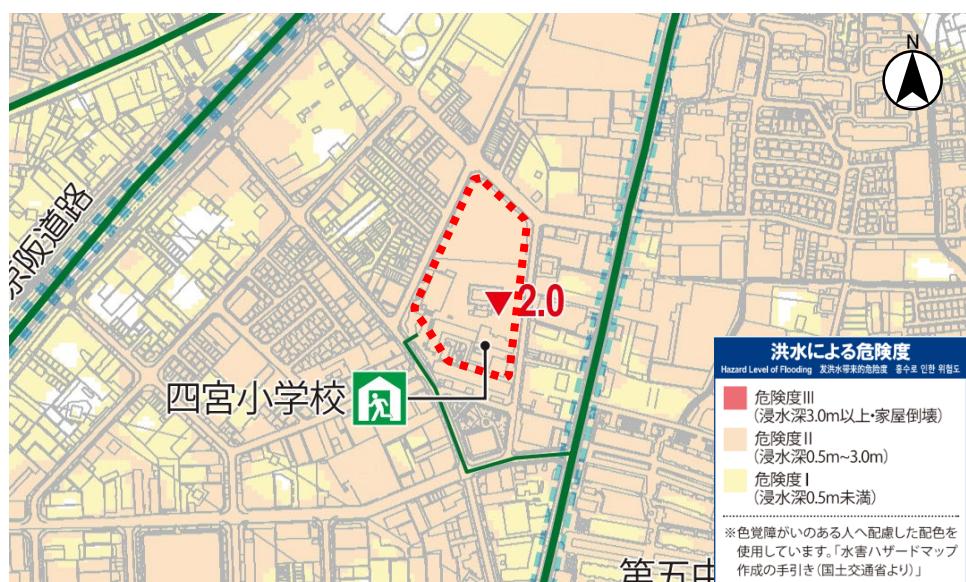


出典：門真市防災マップ

図 防災マップ

(2) 洪水ハザードマップ

浸水想定最大規模の降雨 (138.1mm/hr、683mm/24hr) による、寝屋川及び古川の氾濫や浸水の状況、内水氾濫となった場合の浸水想定と水深を記載しています。四宮小学校付近は「危険度II（浸水深0.5m～3.0m）」と想定されており、四宮小学校は「指定避難所 兼 指定緊急避難所」に指定されています。



出典：門真市洪水ハザードマップ

図 洪水ハザードマップ

(3) 淀川浸水想定区域図

浸水想定最大規模の降雨(360mm/24hr)による、淀川の氾濫や浸水の状況を記載しています。四宮小学校付近は「浸水深0.5m～3.0m」と想定されています。



出典：門真市淀川浸水想定区域図

図 淀川浸水想定区域図

(4) 未指定の災害区域等

下記の災害区域などには指定されていません。

- ・津波災害警戒区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・高潮

5-2 配置パターンの検討

全体配置計画についての比較検討を行ないました。なお、検討にあたって、校門の位置は四宮2号線に面する位置とします。

校門から校舎までのアクセス性、敷地上空に架線している高圧線の影響を考慮して、敷地の南側に校舎、敷地の北側に屋外運動場を設ける計画とします。

表 全体配置計画の比較

	校舎-北側配置案	校舎-南側配置
イメージ		
施設配置	<ul style="list-style-type: none"> 校舎や屋内運動場を敷地北側に配置し、屋外運動場を南側に配置する 校門から昇降口までの距離が遠くなる 屋外運動場が日影にならない 配置によっては、建物高さ(18m程度)に制限を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎や屋内運動場を敷地南側に配置し、屋外運動場を北側に配置する 校門から昇降口までの距離は近くなる 屋外運動場が校舎の日影になりやすい 高圧線の下部を回避して配置することが可能であり、高圧線による高さ制限は受けない
総評	校門からのアクセス性、高圧線の影響を考慮し、南側配置案を採用する	

6. 施設計画

6-1 施設計画の基本方針

配置、動線計画及び4-2導入機能（施設）の関係を踏まえながら、新しい学校の校舎内の諸室の配置の考え方を下記のとおり整理します。

1) 教室・特別教室

- 普通教室は日当たりのよい南面に配置します。
- 特別支援教室や通級指導教室は、通常の学級に在籍する児童との交流及び共同学習への対応を考慮し普通教室に隣接して配置します。
- 多目的教室は、学習内容・学習形態や児童の発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じ、各階に適切な規模・構成で普通教室に隣接して配置します。
- 普通教室、特別支援教室、通級指導教室は、廊下等と移動間仕切によって仕切ることで、廊下や隣接する教室と一緒に利用できるよう計画し横のつながりを強化します。
- 廊下は、十分な幅員を確保し、デンや教員ステーションと一緒に整備することで、児童同士の積極的な交流や、児童と教職員のコミュニケーションを生み出す空間とします。
- メディアセンターと特別教室は、STEAM教育の推進をめざし、隣接して配置します。
- メディアセンターは、大階段を配置して2層にすることで、大階段を利用した集会や発表会を開催できる設えとします。
- 放送室は、運動会等、屋外運動場を利用した行事の際にも活用できるよう、屋外運動場が見える位置に配置します。

2) 管理諸室

- 職員室は、セキュリティ確保のため、校門及び屋外運動場を見渡すことのできる位置に配置します。
- 保健室は、校内における怪我や病気に対応するため、子どもたちの様子が観察しやすく、静かで良好な日照、採光、通風などの環境が確保できる位置に配置し、屋外から直接出入りできる設えとします。
- 保健室内には、教育相談室（心の教室）を整備し、児童・教職員のメンタルケアを行うことのできる空間を確保します。
- 教員ラウンジ（教員ロッカー含む）は、教職員のリフレッシュや簡易なミーティングの場として職員室とは別途計画します。

3) 屋外運動場・屋内運動場・地域連携機能

- ・屋外運動場は、小学生を対象としたサッカー、ソフトボール、野球などが実施可能な広さを確保します。
 - ・地域開放で使用する諸室は、屋内運動場と一体的に整備し、地域開放時に校舎と明確に分離することができる計画とします。
 - ・屋内運動場は、雨天時の利用、体育の授業での利用だけでなく、各種行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を想定し、音響設備などの機器を整備とともに必要な規模のステージ空間を確保します。
 - ・多目的ホールは、給食など学年やクラスを跨いた交流ができるスペース、並びに各種行事、集会、発表、地域交流のための空間として利用することを想定します。
 - ・PTA活動室等は、学校と地域をつなげる活動やPTA活動の拠点となる諸室として計画します。
 - ・防災備蓄倉庫は、屋内運動場並びに駐車場に隣接して配置します。

4) 放課後児童クラブ

- 放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する空間として整備します。

5) その他の諸室、機能

- ・給食調理場は、食材の搬入等を考慮して駐車場に面した位置に配置します。
 - ・配膳室は、給食調理場からの動線に配慮した位置に計画します。また、食缶コンテナの上下階移動に配慮して給食運搬専用の昇降機を配膳室に隣接して配置します。
 - ・昇降口は、校門や屋外運動場へのアクセスに適した位置かつ車両動線から分離した位置に計画します。
 - ・トイレ、手洗い及び児童用更衣室は、学年ごとに必要数計画します。
 - ・教材庫・倉庫は、学校運営に必要な広さを確保します。

6-2 配置プラン案

施設配置プランについての比較検討にあたっては、職員室等の管理諸室は校門や屋外運動場が見渡せる位置に配置し、教室などは日当たりの良い南側に配置することを前提に検討を行ないました。

子どもの利用として運動場への距離はあるものの、教職員の目線、地域利用のしやすさ、その他屋外空間の一体利用性の高さ、校門と昇降口の移動距離の短さを総合的に考慮し、C案をもとに今後検討を進めます。

表 配置プラン案

	A案	B案	C案	D案
配置イメージ				
基準階イメージ				
概要	<ul style="list-style-type: none"> 校舎と屋内運動場を東西に配置し、地域開放予定の屋内運動場に隣接した位置に駐車場・駐輪場を配置することで敷地南側に大きな空間が生まれ、新たな取組等の可能性が考えられるプランである 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎を北側、屋内運動場を南側に配置し、地域開放予定の屋内運動場と駐車場・駐輪場の間に生まれた空間で新たな取組等の可能性が考えられるプランである 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎を南側、屋内運動場を北側に配置し、地域開放予定の屋内運動場と屋外運動場に隣接した位置に駐車場・駐輪場を配置することで地域開放のセキュリティを確保しやすいプランである 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内運動場を取り囲むように校舎をL型に配置し、地域開放予定の屋内運動場と屋外運動場の間に駐車場・駐輪場を配置することで地域開放のセキュリティを確保しやすいプランである
子どもの利用	<ul style="list-style-type: none"> 教室から屋内運動場や屋外運動場への移動がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 教室から屋内運動場や屋外運動場への移動がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 教室から屋内運動場への移動はしやすいが、屋外運動場への移動距離が長い 	<ul style="list-style-type: none"> 教室から屋内運動場へはメディアセンター等によって分断され、屋外運動場への移動距離も長い
教職員の目線	<ul style="list-style-type: none"> 屋外運動場へは目線が届きやすいが屋内運動場へは配置の工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外運動場への目線は届きやすいが屋内運動場への目線は教室等やメディアセンター等により届きにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外運動場も屋内運動場へも目線が届きやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外運動場へは配置の工夫によって目線が届きやすいが屋内運動場へはメディアセンター等により分断され目線が届きにくい
地域利用	<ul style="list-style-type: none"> 地域開放で使用する諸室等が屋内運動場や屋外運動場と一緒に利用可能であり、地域開放時のセキュリティゾーンが形成しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 地域開放で使用する諸室等が教室やメディアセンター等により分離され、屋内運動場や屋外運動場との一体的な利用や、地域開放時のセキュリティに問題がある 	<ul style="list-style-type: none"> 地域開放で使用する諸室等が屋内運動場や屋外運動場と一緒に利用可能であり、地域開放時のセキュリティゾーンが形成しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 地域開放で使用する諸室等と屋内運動場がメディアセンターで分離されることから一体的な利用や地域開放時のセキュリティに問題がある
その他	<ul style="list-style-type: none"> 屋外空間が南北に分断されている 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外空間が分散しているため利用が限定される 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外空間が一体的に利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外空間が一体的に利用できる
動線	<ul style="list-style-type: none"> 児童の出入口と車両の出入口を完全に分離することが可能である 校門と昇降口の移動距離は短い 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の出入口と車両の出入口を完全に分離することが可能である 校門と昇降口の移動距離が長くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の出入口と車両の出入口を完全に分離することが可能である 校門と昇降口の移動距離は短い 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の出入口と車両の出入口を完全に分離することが可能である 校門と昇降口の移動距離は短い
総評	子どもの利用として運動場への距離はあるものの、教職員の目線、地域利用のしやすさ、その他屋外空間の一体利用性の高さ、校門と昇降口の移動距離を考慮し、C案をもとに今後検討を進めます。			

6-3 全体配置と動線

1) 全体配置計画

- 建物の配置については、高圧線の真下を避け、校舎は現況の校舎同様に敷地の南側、屋外運動場は北側に配置し、屋内運動場は校舎と屋外運動場の間に配置します。
- 学校開放時のセキュリティに配慮し、屋内運動場の東側に地域開放時に地域住民が利用する駐車場及び駐輪場を配置します。
- 開校 100 周年記念碑は現在の位置に残置します。
- 敷地内は良好な自然環境の確保のため、積極的に緑化を行います。
- セキュリティに配慮し、敷地の周囲には生垣及びメッシュフェンスを設けます。

2) 全体動線計画

動線計画は、歩行者と車両の動線を分け、子どもたちの通学時の安全性を確保できるよう以下のように設定します。

(1) 歩行者動線

- 学校敷地の外周部においては、移動等円滑化基準に適合した歩道整備を行い、適切に歩車分離を行うなど児童の通学において安全・安心な歩行環境を確保します。
- 正門は、現況の通学経路を踏まえ、四宮 2 号線に面した位置に設けます。

(2) 車両動線

- 自動車、メンテナンス車両、食材搬入車両の動線は、児童の安全性を確保するため歩行者動線と出入り口を分離し、東側から駐車場へアクセスする計画とします。
- 水泳の授業の際に利用する児童送迎用のバスはエントランス広場の一部等を利用します。



図 施設配置ゾーニング及び動線の考え方

6-4 建築計画

1) 多様な学習内容・学習形態への対応に関する視点

近年の学習内容や学習形態の多様化、ICT化、国際化に対応した教育環境だけでなく、指導する立場の教職員が働きやすい環境整備が必要となります。

- 1人1台のICT端末環境に対応した教室構成や特別教室とメディアセンターが隣接したSTEAM教育に配慮した教室配置を行なうことで、多様な学習形態へ対応した施設計画とします。
- 調べ学習や情報学習、発表を総合的に行なうことが可能な、メディアセンターや多目的ホール等を整備することで、児童の知的好奇心の向上を図ります。
- 学年ラウンジ等のオープンスペースを計画することで、クラスや学年を跨いだ交流を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- 電子黒板やホワイトボード、スクリーンの設置などにより、児童の発表能力や表現力の向上を図ります。
- 屋外運動場、及び屋内運動場以外にも、悪天候時であっても日常的に体を動かすことのできるスペースを確保することで、児童の健やかな成長を支える施設整備をめざします。
- 教職員のリフレッシュやコミュニケーションをとるための施設として、教職員用更衣室及び休憩室を整備することで、教職員が働きやすい環境を創造します。
- 子どもたちへの学習サポートだけでなく、職員室内のプライバシーを守ることを目的として、職員室とは別に学年ラウンジなどに教員ステーションを整備します。

2) 情報環境の充実に関する視点

GIGAスクール構想における1人1台端末整備や高速大容量の校内通信ネットワーク整備など、ICT環境整備を行ないます。また、1人1台端末を活用するために必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成を行ないます。

- 1人1台ICT端末環境に対応した教室スペースの確保や校内Wi-Fi・校内LANなどネットワーク環境の充実を図ることで、多様な学習形態へ対応します。
- ICTの活用とともに児童の所有する端末への不正アクセスやコンピューターウィルスを防ぐために必要なセキュリティを構築します。

3) 地域住民との連携・交流に関する視点 並びに 地域活動拠点としての視点

地域のつながりの減少等の社会的な課題に対応するため、地域住民が子どもたちの学びに携われる環境づくりや子どもたちと地域が互いに連携・交流活動ができる場の創出をめざします。

また、地域住民が利用しやすいような形で学校施設を開放することで、地域活動拠点として利用できるように整備します。

- 多目的ホール・ランチルームを学校と地域をつなぐ発表・交流の場として活用することで、地域住民が児童の学びに携われる環境づくりを行ないます。
- 学校教育施設のうち、地域利用可能な諸室は地域連携・協働施設に隣接した位置に配置することで、セキュリティを確保したうえで児童と地域が互いに連携・交流活動ができる場所を創出します。

4) 防災拠点に関する視点

学校施設は地域住民の避難所としての役割を担っていることから、避難生活や災害対応に必要な機能を整備します。

- 地震に強い構造体を採用し、災害時にも二次災害の防止が図られている設備を導入する、受変電設備等は想定浸水深よりも高い2階以上に整備する等災害に強い施設整備を行ないます。
- 太陽光発電装置、蓄電池設備、災害ベンチ、マンホールトイレの整備、給食調理場での炊出し等、高い防災機能を備えた避難所として活用できる計画とします。
- 学校活動エリアと避難所エリアを区分し、動線が交差しない計画とすることで、災害後に早期の授業再開が可能な計画とします。
- 大雨時の地域の浸水被害を軽減するために、屋外運動場は雨水流出抑制施設の整備を行います。

5) 環境負荷の低減に関する視点

建築的工夫や自然エネルギーの活用、最新設備の導入を行なうことで、エコスクールとしての整備を目標とします。

- ・断熱材や Low-E ガラス※等による建築外皮性能の強化、ルーバーやハイサイドライト等による自然光の活用、自然換気窓やエコボイド等による自然通風の活用など、パッシブデザイン※の考え方を建築計画に採り入れます。
 - ・高効率空調機器、高効率熱源機器、全熱交換器、LED 照明、昼光・人感センサー、節水型衛生陶器等の最新機器を導入することで、エネルギー使用量を削減する計画とします。
 - ・敷地内は積極的に緑化することで、ヒートアイランド現象の抑制を行ない、都市熱環境への配慮を行ないます。
 - ・ZEB※レベルの省エネ水準建築物整備の交付対象事業を念頭に入れ、ZEB Ready 以上のレベルの ZEB 化をめざします。

6) ユニバーサルデザインに関する視点

児童の成長進度、年齢が違う地域の方々の受入も含め、誰もが利用しやすい施設として、整備を行なうと同時に、障がいの有無や国籍、性別など多様性に配慮した施設の整備を行ないます。

- ・避難所として活用することを前提に、歩行者動線は極力段差を設けず、バリアフリーに適合したスロープや舗装仕上など適切な整備を行ないます。
 - ・障がいの有無や性別に関係なく利用できるバリアフリートイレを整備します。
 - ・メディアセンター、外国語活動室、多目的ホール等を活用し、外国文化を学ぶ・発表する場を整備します。

※Low-E ガラス : ガラスの表面を特殊な金属膜で覆うことで、熱を反射する特殊ガラス

※パッシブデザイン：設備機器に頼らず、太陽の熱や光、風といった自然エネルギーを活用して室内を快適にするための設計手法

※ZEB : Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を低減する考え方

基準一次エネルギー消費量からの削減割合によって、「ZEB」「Nearly ZEB」「ZEB Ready」に分類される

7) 防犯・セキュリティに関する視点

児童及び教職員に対する犯罪を未然に防ぐだけでなく、有事の際には安全に避難可能な動線を確保します。

- 適正な位置への防犯カメラの設置や緊急発生時の通報装置、連絡システム、防犯体制等を構築することで、死角の無い安全な施設計画を行ないます。
- 十分な幅員を持つ廊下を整備することで、教室から安全に避難することができる複数の動線を整備します。

8) 木材利用等（木造化や内装の木質化）に関する視点

木の温もりが感じられる教育環境の整備をめざします。

- 子どもたちが日常的に過ごす普通教室と廊下の間の間仕切建具の木質化を検討し、手触りの良い学習環境を整備します。
- 児童のスペースに設置が想定されるデンや学年ラウンジに設置される什器などは、木質化を行ないます。

9) ライフサイクルコストに関する視点

ライフサイクルコスト※を縮減することで、門真市の財政負担の軽減と平準化を図ります。

- 可変性を備えたスケルトンインフィル※や規格化した構造体を採用することで、建物を長く使える計画とします。
- 環境負荷や維持管理コストの低減を考慮した建物構成、設備構成を行ないます。

※ライフサイクルコスト：建物の計画・設計・施工から運用、解体までにかかる費用

※スケルトンインフィル：構造躯体と設備・内装を分けて建築する手法。構造躯体を強固に作り、時代の潮流に合わせて間仕切り壁の位置を自由に変更することが可能。

6-5 建築構造計画

1) 構造種別の検討

構造種別は RC 造もしくは S 造を採用し、詳細については基本設計時に決定します。

表 構造種別

種別		鉄筋コンクリート造 (RC 造)	鉄骨造 (S 造)
規模	標準スパン	<ul style="list-style-type: none"> ・5m～8m程度が経済的であるが、12m程度まで対応可能（現場打ち PC はさらに伸ばすことが可能） 	<ul style="list-style-type: none"> ・7m程度が経済的であるが、10m～20m程度までは、JIS 材料で対応が可能
	梁成	<ul style="list-style-type: none"> ・スパンの 1/10 程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・スパンの 1/15 程度 (20m程度まで)
建物のグレード	剛性	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートを使用するため、比較的高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・韌性に優れる材料で、板厚を薄くして加工するため、剛性において他の構造形式より劣る。プレースを配置することにより剛性を高めることは可能。
	建物重量	<ul style="list-style-type: none"> ・自重が重く、躯体断面も大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽量である
	耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・強度、耐久性に優れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・鑄びやすいため、防錆処理が必要である
	法定耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> ・47 年 	<ul style="list-style-type: none"> ・38 年
	耐火性能	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火構造とするのは容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨材に耐火性能はないため、耐火被覆が必要である
	遮音性・防振性	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能・防振性能に優れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的振動等が伝わりやすい
	断熱性・気密性	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの熱伝導率は比較的高い ・気密性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨の熱伝導率は極めて高い ・気密性を上げにくい
施工性	工期	<ul style="list-style-type: none"> ・現場での作業が多くなるため、工期短縮は困難 ・養生期間が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場での作業は少ないため短いが、発注・製作に期間を要する ・仕上げ工事の際に、下地が必要となる
	重機搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業が多いため、工事車両の往来も多くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型クレーンを配置する必要がある
経済性	工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・S 造と比較して割高となる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体工事自体は割安となるが、仕上げ材が支配的となる
	維持費	<ul style="list-style-type: none"> ・構造躯体における維持費は特に発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・防腐処理や防錆処理などのメンテナンスが必要となる
	その他	-	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材の高騰が建設コストに直接影響する

2) 耐震計画の検討

耐震計画については、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準及び同解説 令和3年版」(一般社団法人 公共建築協会)より、構造体はII類(重要度係数1.25)、建築非構造部材はA類、建築設備は乙種を確保します。

表 耐震安全性の分類

官庁施設の種類	耐震安全性の分類		
	構造体	建築非部材	建築設備
(七) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((四)に掲げる警察大学校等を除く。)	II類	A類	乙類

表 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目指とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
建築非構造部材	A 類の外部及び 特定室*	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類及び A 類の 一般室	大地震動により建築非構造材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

* 特定室：活動拠点、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等をいう。

6-6 建築設備計画

エコスクールの概念に基づき、自然エネルギーの積極的な活用だけでなく、環境負荷が少ない設備等を導入します。また、維持管理や更新など日ごろのメンテナンスが行ないやすい設備機器を導入します。

1) 電力設備

- 照明設備は、諸室の利用形態や利用時間、自然採光の採り入れ等を勘案し、必要な照度を確保するとともに、省エネルギーに配慮した方式及び灯具等を選定します。また、職員室において、全ての照明を一括管理できるような機能を導入します。
- コンセント設備は、ICT 機器等の配置に配慮した十分な数を確保するとともに、児童の成長度に合わせるなど、使いやすく安全な位置に適切に設置します。
- 受変電設備は、電力を使用する教育機器などの種類や数量に応じた容量を確保するとともに、洪水時などに冠水することのない位置に設置します。また、将来的な更新に配慮し、可能な限り室内に設置します。
- 太陽光発電装置は、環境負荷低減の目的だけでなく、災害時の電力供給源を想定し導入を検討します。また、電力の発電状況や使用状況の見える化を図り、子どもたちへ環境意識の啓発を図ります。

2) 通信・情報設備

- 構内情報網通信設備は、高度情報化(教育の DX 化)への対応に十分配慮するとともに、諸室同士の連結や情報共有が可能となるような設備の導入を図ります。また、情報セキュリティ保護対策を考慮したネットワークの構築を図ります。
- 監視カメラ設備、防犯設備並びに火災報知設備は、子どもたちや教職員の安全性を確保するため、敷地内・校内に適切に配置し、職員室等に設置した監視モニターで一元管理を行ないます。

3) 空気調和・換気設備

- 空気調和設備及び換気設備は、必要な諸室に設置するとともに、効率的な管理を行うため適切に系統を区分して設置します。また、職員室において、全ての空気調和設備及び換気設備を一括管理できるような機能を導入します。

4) 給排水衛生設備

- ・給水設備及び排水設備は、利用者の衛生面に配慮することに加え、安全性、機能性について怪我や障がいのある児童等及び高齢者にも十分配慮した計画とします。
- ・給湯設備は、特別支援教室、理科室や家庭科室等の特別教室、保健室、校務員作業室、湯沸室などに必要に応じて設置します。

5) 搬送設備

- ・エレベーター設備は、怪我や障がいのある児童等の上下階移動だけでなく、給食搬送用ワゴンの移動にも配慮した大きさのものを導入します。
- ・衛生面に配慮して、給食運搬用のコンテナや運搬台車専用の昇降機を導入します。

6-7 外構計画

1) エントランス空間

- ・児童や教職員等が日常的に利用するエントランスは学校の顔となり、地域の方との交流の場になることから、機能性とあわせできる限り高質でコミュニケーションをはぐくむ空間となるよう配慮します。
- ・校門から昇降口までのアプローチ空間や昇降口周りは、緑化やパブリックアートの設置などにより、学校へ行く気持ちが高まるような設えとします。

2) 敷地・道路境界部

- ・フェンスや植栽などによる物理的なセキュリティの確保だけでなく、舗装材の種類や色を変化させ視覚的に学校敷地であることが分かる計画とすることで、敷地・道路境界部を明確にします。
- ・不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、適正な防犯カメラの設置や緊急発生時の通報装置、連絡システム、防犯体制等を構築することで、児童の安全を確保します。
- ・出入口・アプローチ・境界部・建物周囲等の適切な位置に、適切な照度・間隔で屋外照明を設置することで、夕方以降であっても教職員だけでなく周辺住民が子どもたちを見守り、子どもたちの安全を確保できる計画とします。

3) オープンスペース等

- ・うるおいある環境の確保や現存の自然的景観との調和を図るために、地域の風土や土壤に適した樹木の選定を行ないます。また、周辺住宅地等への影響を考慮しながら、効果的な植栽となるよう配慮します。
- ・可能な限り通年で花を楽しめ、四季の変化や生態等を観察することができるような樹種の選定に配慮します。

6-8 形態・色彩等景観計画

- 敷地内の建物は全体的に統一感のあるデザインとします。
- 校舎・屋内運動場は、周囲に圧迫感や存在感を与えないボリューム、外観構成とします。
- 校舎・屋内運動場の外観は、周囲の景観と調和し、明るく清潔感のある印象を与える色彩とします。また、汚れや経年劣化による影響に配慮した色彩とします。
- 校舎・屋内運動場の内観は、子どもたちや教職員が落ち着いて生活できる温かみのある色彩とします。また、教室には各学年、各教科のイメージカラーによるアクセント色をワンポイントの内部色彩に用います。

7. 工事期間中の課題

7-1 学校統合の整備時期

新校舎の建設を検討する上で、建設場所や建設中の子どもたちの学校生活の確保が重要になります。教育委員会では、「現在の四宮小学校敷地に新校舎を建設する。建設中、四宮小学校児童は北巣本小学校にて学習する。北巣本小学校校舎で不足する教室分を仮設校舎で対応する。」という考え方を示しています。そのため、まず令和8（2026）年4月より四宮小学校の児童は北巣本小学校へ移動し、小学校の統合を開始する予定です。

四宮小学校は四宮小学校と北巣本小学校の統合後、解体工事を行い、令和9年度より新校舎の工事を進め、令和11年（2029）年4月に新校舎での開校となる予定です。

7-2 工事期間中の教育環境の在り方・通学路等

工事期間中に想定される教育環境の変化に対応するための課題や通学路が変わる児童への対応については、今後も引き続き具体的な検討を進めていきます。

1) 四宮小学校児童の通学路の変化

令和8年4月から北巣本小学校敷地にて四宮小学校と北巣本小学校を統合小学校として開校するにあたり、四宮小学校児童の通学路が変わるため、安全な通学路の確保等に向けて、関係者と検討していきます。

特に市内を東西に横断する国道163号は交通量が多く、また、歩車分離信号ではないため、交通専従員の配置や登校時間帯の青信号時間の延長など警察等関係者と協議を行いながら子どもたちが安全安心に通学ができるよう検討していきます。

2) 工事中の騒音・振動等への対応

北巣本小学校敷地への仮設校舎建設工事期間は同じ敷地内で教育活動が行われることとなるため、対応について関係者と協議しながら検討していきます。

8. 事業手法・整備スケジュールの整理

8-1 学校の施設整備及び管理運営にかかる事業手法

新しい学校の整備における事業手法は、民間活力の導入についての民間事業者へのサウンディング調査や事業に対するリスクの検討等の検証を行いました。

その結果、昨今の社会情勢を踏まえつつ事業全体について発注者のニーズ・期待が反映できる従来型方式での事業を予定します。

8-2 整備スケジュール

開校までのスケジュールは以下のとおりです。

表 整備スケジュール

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
新校舎			基本設計・実施設計		新校舎建設 (四宮小学校敷地)		
四宮小学校	基本計画策定		解体設計 (四宮小学校)	解体工事 (四宮小学校)			R11.4 新校舎運用開始 (四宮小学校敷地)
北巣本小学校		仮設校舎設計 (北巣本小学校敷地)	仮校舎工事 (北巣本小学校敷地)	R8.4 統合	四宮小・北巣本小統合運用 (北巣本小学校敷地)		

8-3 開校に向けた課題等

1) 新しい小学校の通学路の検討

令和 11 年 4 月開校の新しい小学校への通学路は、地域代表者（自治会等）、各学校の保護者（PTA）、各学校の校長などによる四宮小学校・北巣本小学校設立準備会の中で、子どもたちが安全に通学できる通学路の確保等に向けて、検討していきます。

2) 地域開放を行う施設等の検討

学校における子どもと地域の交流促進に向けて、今後、地域団体等や各学校の保護者（PTA）等と活用方法や運用方法の意見交換を実施し、導入機能・規模・配置等について設計に活かしていきます。

3) 学校整備に対する情報発信

新しい学校整備において、検討状況を様々な立場・環境にある子どもたちや保護者、地域の人たちに配慮しながら、四宮小学校・北巣本小学校設立準備会によりによって定期的に情報発信を行い周知していくことで地域とともにある学校をめざしていきます。